

令和 6 年度以降のごみ及びし尿処理について

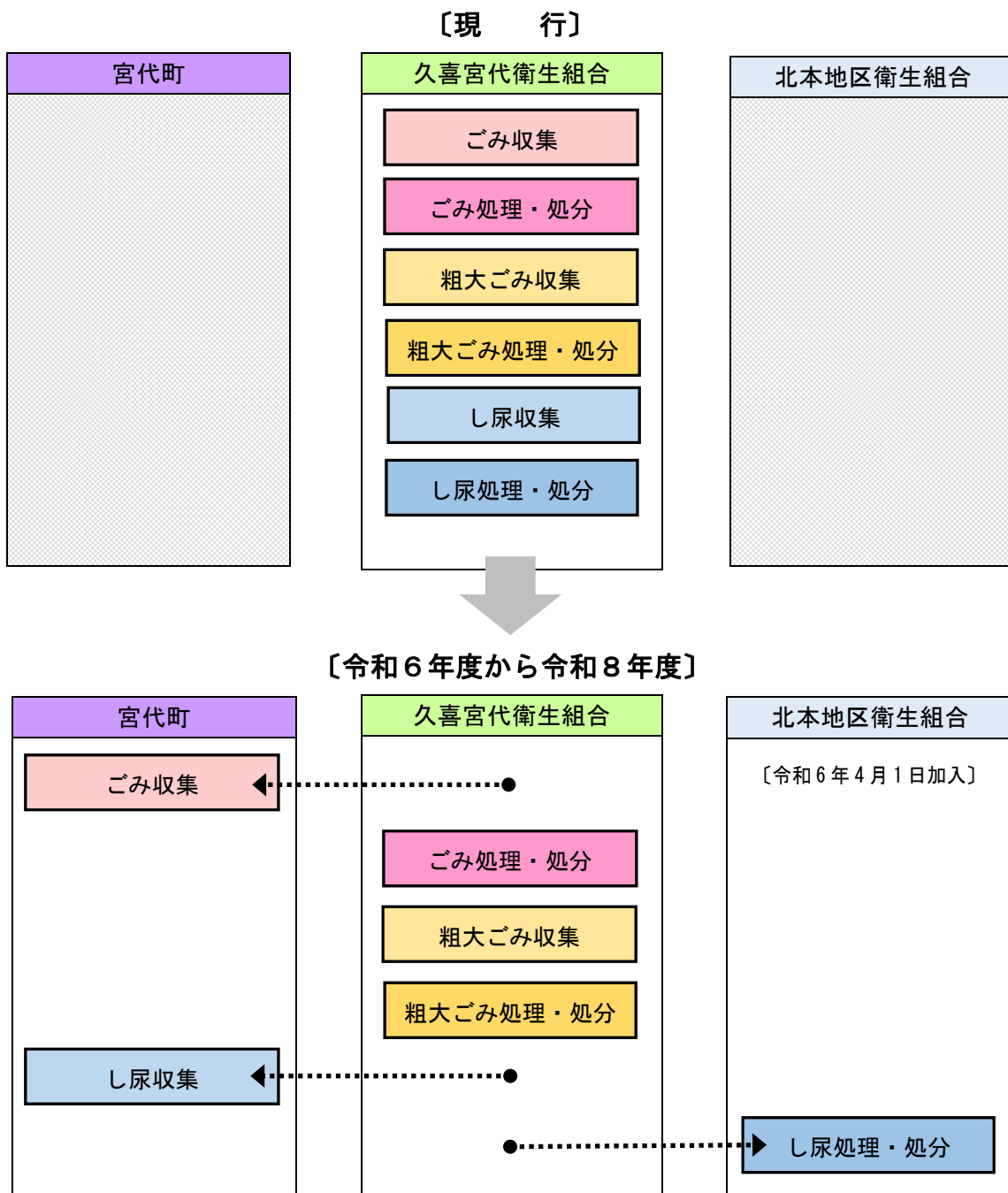
令和 5 年 8 月 2 4 日 環境資源課

1 趣旨

令和 6 年 3 月 3 1 日をもって久喜宮代衛生組合の共同処理する事務のうち、ごみ（粗大ごみを除く）の収集運搬に関する事務及びし尿に関する事務が廃止されることに伴い、令和 6 年度以降に町に移管されるごみ及びし尿業務についてご説明します。

2 令和 6 年度から令和 8 年度までのごみ及びし尿処理について

久喜宮代衛生組合が解散となる令和 8 年度末までのごみ及びし尿業務の実施主体は、次のとおりです。



※令和 8 年度末まで、ごみの分別区分や収集方法の変更はなし。

※令和 8 年度末まで久喜宮代衛生組合が実施主体となる業務は、令和 9 年度以降は町（一部は事務の委託先）が実施主体となる予定です。

3 ごみ収集業務移管に伴う変更内容

令和6年度にごみ収集業務が移管されることに伴い、次の主な項目の実施主体は町になります。

項目	現行	令和6年度以降
ごみ分別・収集に関する問い合わせ先	組合に問い合わせ	町に問い合わせ（粗大ごみを除く）
ごみ収集カレンダー・分別アプリ	組合が作成・配布	町が令和6年度版から作成・配布
指定ごみ袋 (燃やせるごみ・燃やせないごみ)	組合が指定する袋	町が指定する袋(現行の指定袋も引き続き使用可能)
集積所に関すること	組合に設置、変更等の申請	町に設置、変更等の申請
補助制度（資源集団回収等）	組合に申請	町に申請
貸出制度（生ごみ処理機等）	組合に申請	町に申請
廃棄物減量等推進員	組合から委嘱	町から委嘱

4 し尿収集及び処理・処分業務移管に伴う変更内容

令和6年度にし尿収集及びし尿処理・処分業務が移管されることに伴い、し尿及び浄化槽汚泥の取扱いは次のとおりとなります。

種類	項目	現行	令和6年度以降	変更
し尿	収集方式	委託（※1）	委託	
	収集依頼先	使用者（住民等）⇒組合	使用者（住民等）⇒町	変更あり
	収集手数料	定額制：月 550 円/人 従量制：77 円/10ℓ	定額制：月 550 円/人 従量制：77 円/10ℓ	
	収集手数料支払先	使用者（住民等）⇒組合	使用者（住民等）⇒町	変更あり
浄化槽汚泥	収集方式	許可（※2）	許可	
	収集依頼先	使用者（住民等） ⇒許可業者	使用者（住民等） ⇒許可業者	
	収集手数料	許可業者が設定	許可業者が設定	(許可業者設定)
	収集手数料 支払先	使用者（住民等） ⇒許可業者	使用者（住民等） ⇒許可業者	
	処理手数料	220 円/kℓ	なし	変更あり
	処理手数料支払先	許可業者⇒組合	なし	変更あり

※1 組合からの依頼により委託業者が収集

※2 住民等からの依頼により許可業者が収集

5 今後の予定

	令和5年度							令和6年度	令和9年度	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
議会	①			②				④	→	
住民		③	→						⑤	→

①令和5年9月議会… 久喜宮代衛生組合の規約変更及び北本地区衛生組合への加入の議案を提出

②令和5年12月議会… 町の廃棄物の処理及び再利用に関する条例制定、債務負担行為の議案を提出

③令和5年10月～… 住民向けに業務移管に伴う内容について周知・依頼等を実施

④町…ごみ収集、し尿収集開始 北本地区衛生組合…し尿処理・処分開始

⑤町…粗大ごみ収集・処理・処分、ごみ処理・処分開始 ※一部は事務の委託により行う予定